

河川計画調整室長 泊 宏 様

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長

近藤ゆり子

〒 503-0875 岐阜県大垣市田町 1 - 2 0 - 1

TEL/FAX 0584-78-4119

「 あなたは おぼえているかしら...」

徳山ダム建設中止を求める会の近藤ゆり子です。

泊様が、今非常に多くの人々の注目を集めている「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の責任者とのことで、ついお手紙を書きたくなりました。

（上総周平様が近畿地方整備局長になられたときもお手紙を出しました。淀川水系流域委員会HP「一般からのご意見 1180」に載っています。あとから見たら誤字だらけなのはご愛敬か...。手紙魔です、私は。布村明彦様や辻本哲郎様には、かなり剣呑な手紙を出しました。どちらも淀川水系流域委員会HP・木曾川水系流域委員会HPに載っています）

1995年、全国にダム等審議委員会を設置したとき、建設省河川局 - 中部地建は、（地元首長や議員の大ブーイングにも拘わらず）反対運動の八の字もなかった徳山ダム建設事業をその対象にし、「徳山ダム建設事業審議委員会」を設置しました。多分、大反対運動を押し切って、すでに本格運用を始めてしまった長良川河口堰の「代わり」として、木曾川水系の大プロジェクトを対象に、ということだったのでしょう。

「中止も含めて見直す」との看板を掲げられては、揖斐川流域に住む私たちは沈黙を守ってはいられませんでした。そうやって、いわばあなた方に誘い出されてから、はや14年の歳月が流れました。私は今でもダム・河川問題に首を突っ込み続けています。

いろいろなことがありましたね。わたくし的には、徳山ダム水没地の土地トラストの登記完了直後に夫を亡くし、その後自分自身も色々な病気をしました。そちらのほうでも宮本博司様が「次の職の斡旋を受けない」形で辞められたり、稲田修一様が急逝されたり...

ダム等審議委員会、そして徳山ダム建設事業審議委員会については、さまざまな評価があります。当然のことながら、私の周囲では「お墨付きを出させるためのセレモニー」との評価が大勢を占めています。私は必ずしもそう決めつけられるものではない、と、当ても、その後も思っていました。

徳山ダム審の委員は、梶原拓岐阜県知事（当時）をはじめとする関係県知事の推薦する学識者（筆頭は梶原拓氏の後援会顧問でもあった館正知委員長）と地元市町村首長、地方議員 ... 「先ず推進意見ありき」もいいところでした。実は、私たち（当会発足時メンバー）は、「この審議会は、来年(1996年)8月の概算要求に間に合うように推進意見を出す筋書で、ほんの数回で終わるのではないか」と考え、かなり無理な会の立ち上げをしました。しかし徳山ダム審は、（意見の中味は結局のところ同じであっても）1997年2月まで13回にわたって続きました。この粘りだけでも「大したものだ」と思っています。

「事務方」の説明役は、ほとんど泊様お一人でしたね。全然「聞いていない」委員達を相手に、ご苦労様でした。

あなた（というより河川局 - 中部地建）の説明は「徳山ダム建設事業計画」を説明する

ものでしたから、まずは「徳山ダム計画は正当だ、合理的だ」という話から始まる ... と
きどき「おかしい、それはないよ」ということもありましたが、概ねの「説明」は、あの
ときのあの事情では、まあ、あんなものだろう、と思っています。(だから「ダム審」では、
本当の見直しはできない、という結論に帰着する)

徳山ダム審には、さまざまな評価がありますが、情報公開法も整備されない中で、とに
もかくにも「徳山ダム建設事業計画」に係るさまざまな資料を出して下さいました。ダム
・河川問題のド素人の私でしたが、泊様の「講義」のおかげで、用語や概念の幾分かを理
解することができました。その後、自分で調べたり、さまざまな人の意見を聞くときの基
礎となっています。その意味であなたは私の「恩師」です。

あのとき問われたことも、1つのダム事業の是非だけの問題ではありません。河川とい
うものをどう捉えるのか、洪水被害にどう対処するのか(洪水被害を皆無にすることは不
可能) 本質的な課題が問われていました。

その本質的課題に対して、少なくとも、「透明性・公開性を高める」「説明責任を果たす」
という姿勢を示したのがダム等審議委員会だったはずです。徳山ダム審の設置者は、その
ミッションを果たすべく、まあまあ頑張ったと、私は評価しています。

さて本題。

だ・か・ら「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を非公開にする、というこ
とに開いた口が塞がらない思いです。

この有識者会議の人選もウンザリですが(ダム推進派だからケシカラン、とか言いたい
のではありません。何と狭い「相変わらず」の範囲からピックアップしたことよ、と呆れ
ています) 私は「非公開」のほうに大きく失望しました。

かの近藤徹委員長が仕切った河川整備基本方針検討小委員会だって、少なくとも傍聴は
させたではないですか。

「有識者」委員から「非公開でない」と闊達な意見交換ができないなどという意見が出
たのですか? 今どき、そんなことを言う「有識者」は、よほど識見のない方なのでしょう
... そんな方に「今後の治水対策のあり方」など論じてほしくはありません。

それとも河川局全体が激しい「先祖返り」を起こしているのですか?

一部の「有識者」と河川管理者だけでものごとを決めていってしまうようでは、実は「治
水事業」は遅々として進まない ... 1995年河川審答申、ダム等審議委員会の設置、そして
1997年河川法改正に至る過程で、あなた方はそう考えたはずで、河川流域の関係住民が、
「お上(河川管理者)お任せ」ではない河川との関係を築いていく中でしか、治水事業も
進まない、だからこそ、河川管理者であるあなた方が、まず「透明性・公開性を高める」「説
明責任を果たす」。そういうことではなかったのですか?

この14年の歳月がひたすら後退だけであったとしたら ... あまりにも寂しく、哀し
ぎます。

自分の住む地域の川に目を向け、川のことを自らのこととして考えはじめた自覚的流域
住民を「敵」にしないで下さい。河川管理者への期待を絶望にしないで下さい。

私は今でも「恩師」泊宏様に淡い期待を抱いています。